計画の体系

（基本理念・基本原則・基本目標
基本計画（基本施策））

基本理念　みんなで支え合い　いつまでも

基本原則　●基本的人権の尊重　●参画と協働

【基本目標】　【基本計画（基本施策）】

Ⅰ　住民参加と地域福祉活動の促進

1　地域における福祉活動の推進・支援　重点取組❶
- 1　地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立
- 2　地区を単位とする相談機能の確立
- 3　地区を単位とする福祉活動の充実
- 4　町内会・集落における福祉活動の促進

2　様々な主体による福祉活動の促進
- 1　ボランティア・市民活動センターの機能強化
- 2　様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

3　福祉学習の推進と担い手づくり　重点取組❷
- 1　福祉学習のプラットフォームづくり
- 2　子どもを対象とする福祉学習の推進
- 3　地域を対象とする福祉学習の推進

4　福祉活動促進のための基盤強化
- 1　組織体制の強化
- 2　財源の強化

Ⅱ　相談支援と権利擁護体制の強化

1　包括的支援体制の構築　重点取組❸
- 1　総合相談体制の充実
- 2　高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり

2　権利擁護機能の強化
- 1　権利擁護支援センターの機能強化
- 2　市民後見人の育成促進
- 3　虐待の防止と対応の強化

3　情報提供体制の充実

Ⅲ　地域で安心して暮らせる基盤づくり

1　社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

2　高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開

3　福祉人材の確保・育成

4　当事者の社会参加の促進・移動手段の確保

5　福祉と連携したまちづくりの促進

6　企業の社会貢献活動の促進

参考資料１

いきいきと　自分らしく暮らしつづけることができる　福祉のまちづくり

の促進　●地域共生社会の実現

【計画（施策）の展開】（抜粋）

〔民間の方向性〕	〔市社協の役割〕※市社協：鳥取市社会福祉協議会	〔行政による取組〕
地域組織の在り方の検討	小地域福祉活動の強化	コーディネーターの設置支援
気軽に相談できる常設型の場の設置検討	気軽に相談できる常設型の場の設置支援	気軽に相談できる常設型の場の設置推進
ひとり暮らし高齢者等の見守り支援	見守り活動の強化に向けた取組支援	見守り支援活動への支援
ふれあい・いきいきサロンを増やす取組	サロン活動への支援	ふれあい・いきいきサロン事業への支援
ボランティア等を増やす取組	ボランティアの養成	ボランティア・市民活動センターの機能強化
課題を持った当事者の組織化	当事者の組織化、運営への支援	当事者の組織化への支援
福祉学習のプラットフォームへの参加	福祉学習のプラットフォームの設置及び運営	福祉学習のプラットフォームへの参加
教育機関と連携し、福祉学習プログラムに参画	実践型学習への転換の調整	福祉学習プログラムの実施協力
様々な講座や研修への参加	地域の関係機関や関係団体との連携	福祉学習プログラムの実施協力
地域福祉推進体制の活動強化	市社協の機能強化	市社協の機能強化への支援
募金活動・寄附への理解と意識の向上	共同募金運動の強化、募金活動への理解促進	寄附文化の創出に向けての情報提供
	※CSW：コミュニティ・ソーシャル・ワーカー	
課題を発見し、住民で話し合う体制づくり	地区担当職員（CSW）、生活支援コーディネーター（担当制）の配置	共生型支援会議（仮称）の設置推進
課題を発見し、住民で話し合う場への参加	各相談機関とのネットワーク化の推進	プロジェクト会議の構築
権利擁護への理解と意識の向上	鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営	鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」等の運営への支援
市民後見人養成講座への参加	市民後見人養成講座の運営	市民後見人養成講座の継続開催
虐待などの発生時に備えた地域の関係機関等との連携	地域包括支援センター等の利用促進への取組	気軽に相談できる常設型の場との連携体制の構築
各種研修会、出前講座等へ積極的参加	多様な媒体を活用した情報提供	各種研修会等の充実による情報提供の推進
地区を単位とする福祉ネットワークへの参加及び連携	社会福祉法人との連絡会の立ち上げ	地域課題に対応した公益活動事業の促進
学習機会への積極参加	福祉学習の取組の推進	共生型サービス等の福祉サービスの促進
企業、サービス提供事業者等での実習生の受け入れ	実習生の受け入れの支援及び調整	教育機関からの実習生の積極的受け入れ
高齢者、障がい者等の就労支援の受け入れ	事業者への就労支援の受け入れへの働きかけ	高齢者、障がい者等の地域での就労支援の促進
避難行動要支援者との日常的な交流	避難行動要支援者支援制度に関する情報提供	支援が必要な人の避難体制づくりの促進
企業ボランティアや福祉活動等への参加	社会貢献活動の取組に関する情報提供	社会貢献活動への参加呼び掛け

参考資料２

地域の「話し愛・支え愛」推進事業
～地域の3場（サンバ）で福祉のまちづくり～

改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）
市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

重層的支援体制整備事業

①包括的相談支援事業	●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ
②多機関協働事業	●市町村全体で包括的な支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	●支援が届いていない人に支援を届ける ●各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
④参加支援事業	●社会とのつながりを作るための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
⑤地域づくり事業	●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

世代や属性を問わず断らない

包括的支援体制の構築

本市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）

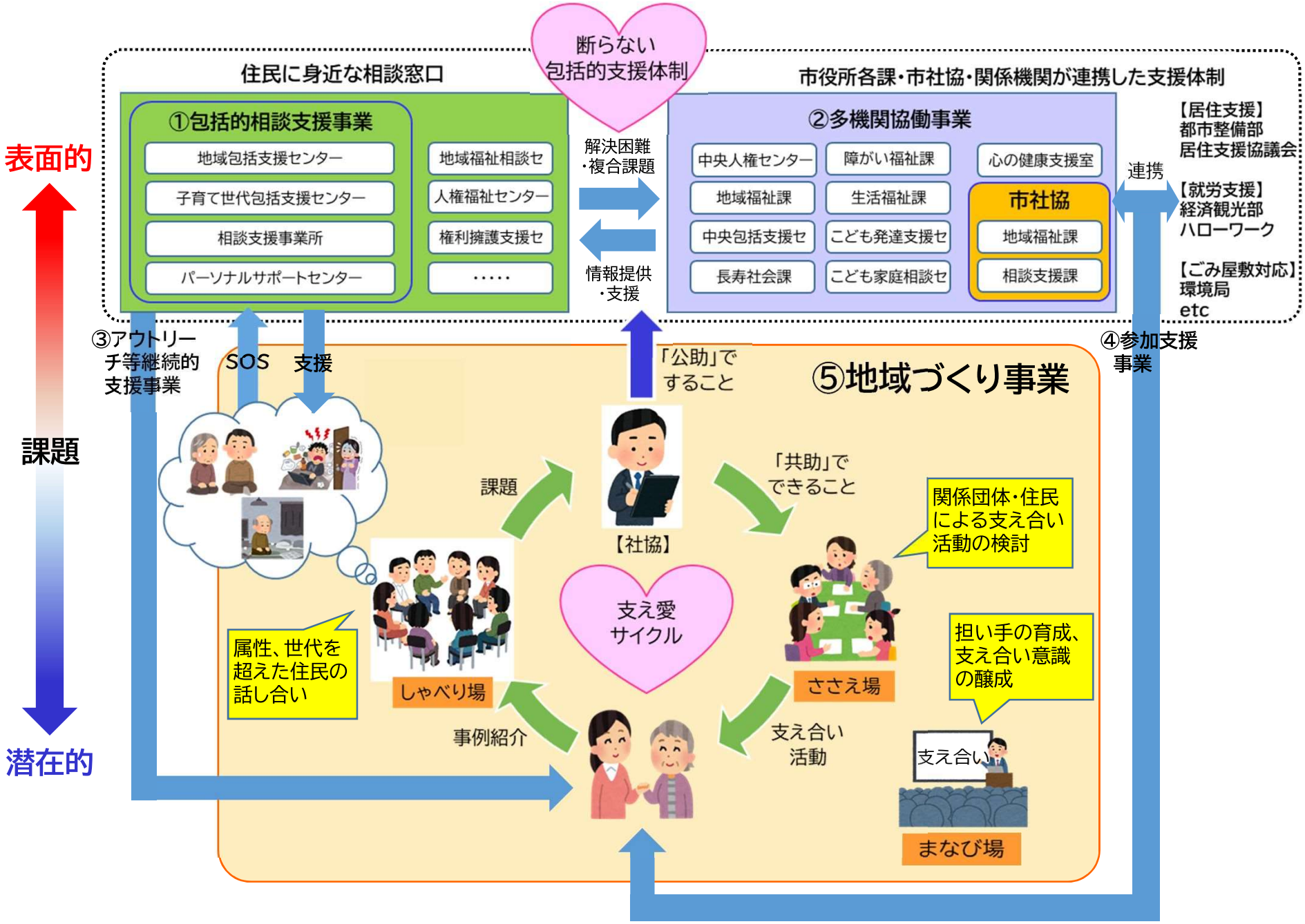

重層的支援体制整備事業スケジュール

Ｒ２

- 相談窓口実務者会議、相談支援包括化推進会議の設置
- 重層的支援体制整備事業の制度研究

Ｒ３

- 地域の「話し愛・支え愛」推進事業の実施（２地区・１年目）
- 包括的支援体制事業、多機関協働事業の試行
- 参加支援事業、アウトリーチ事業の研究

Ｒ４

- 重層的支援体制整備事業の本格実施
- 地域の「話し愛・支え愛」推進事業の実施（２地区・２年目）

〈江山学園校区暮らしを考える会アンケート結果〉

参考資料3

質問1：本日の暮らしを考える会の内容について参考になりましたか？

①とてもなった	②少しなった	③あまりならなかった
12	7	0

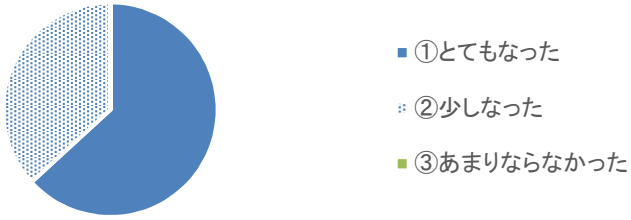

質問2：『健康とくらしの調査』の結果説明について参考になりましたか？

①とてもなった	②少しなった	③あまりならなかった
11	8	0

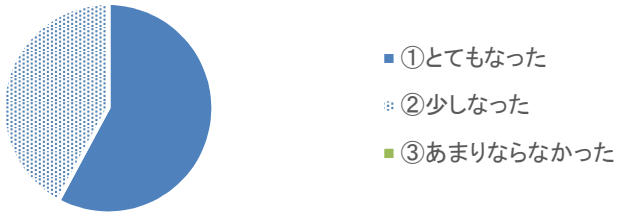

質問3：働き世代からの生活習慣についての内容は参考になりましたか？

①とてもなった	②少しなった	③あまりならなかった
8	10	1

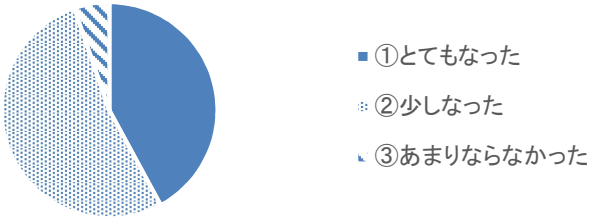

質問4：鳥取市の取り組み紹介について参考になりましたか？

①とてもなった	②少しなった	③あまりならなかった	無回答
6	11	1	1

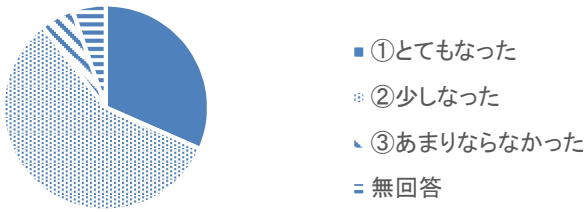

質問：本日の暮らしを考える会の感想、印象に残ったことなどがあればご記入ください

・地域の現状について3地区が話し合う機会がなく、意義のある会だった。今後も開催をお願いしをした
・いろいろ準備をされており、暖かみのある会でした。
・ピザ焼きのPR
・足元を再度見て考えたいと思いました。
・市のおおよその感が具体的に見られて大変よかった。
・どの地区も高齢者が多くて子どもが少ない。独居が増えてきた。
・地域で意見交換ができたこと。
・神戸、美穂、大和の特徴がよく出ていたと思いました。
・意見交換をする場ができ、有効であった。
・なかなか難しい課題だと思いましたが、少しずつ改善していけるように工夫していきたい。
・グループ発表は苦労した。
・調査結果など家族や知人と話しをしたいと思います。
・まず自分の生活習慣を見直
・今後の事を考えると良い会議だった。継続的に地区の事を考えていくべき。
・和気あいあいの会で良かっ

質問6：地域の中で活動するにあたり、もっと知りたい情報やデータ、興味のあることなどがあれば、ご記入ください。

・高齢者の実態調査(ひとり親家庭、高齢者世帯、一人世帯等を分析したもの)の結果を地区別に。
・今回のデータ全ての人数が知りたい
・イベント等時間が合えば参加したい。早めの計画が知りたい。
・健康のもっと詳細なデータ。
・高齢化率

質問7：次回、各地区で暮らしを考える会を開催する際、ご連絡させていただいてもいいですか？

はい	いいえ	無回答
14	1	3

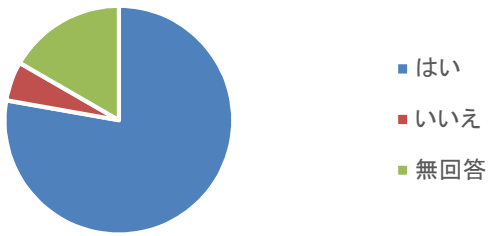

参考資料４

「第２期 いのち支える鳥取市自死対策推進計画」について

「いのち支える鳥取市自死対策推進計画（第１期)」の計画期間が本年度末で終了することから、この度、令和３年度からの新たな計画を策定しましたので報告します。なお、市民政策コメントの結果及び鳥取市民健康づくり推進協議会における意見は別紙のとおりです。

１　計画の概要

本計画は、自殺対策基本法に基づいて策定する市町村自死対策計画です。

第１期計画では、働き盛り世代と若年層に対する施策を重点におき、職場のメンタルヘルス対策や相談対応、人材育成などに取組みました。第１期計画の数値目標「令和２年自殺死亡率13.5 以下、自死者数 26 人以下」は達成しました。

第２期計画では、第１期に引き続き、働き盛り世代への支援を継続し、新たに高齢者層への支援、生活困窮者への支援に重点をおき、「生きる支援」に関連する既存の事業を最大限に活かし、全庁的な取組として連携し推進していきます。

２　計画の期間

令和 3 年度（2021 年）から令和 7 年度（2025 年）までの 5 年間

３　計画の基本方針

第 11 次鳥取市総合計画の基本目標の一つである「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」の実現に向けて、行政、関係機関、住民が一体となって、誰も自死に追い込まれることなく、健康で生きがいをもって暮らすことができる鳥取市の実現を目指します。

４　目標

自殺総合対策大綱において、国は「令和８年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」と数値目標を掲げています。これを踏まえ、本市においても、令和 7 年の目標値として、30%以上の減少を目指します。

指標	現状			目標値
	平成 27 年	平成 29 年	令和元年	令和７年
自死者数（人）	２９	３４	２４	２０以下
自殺死亡率 （人口 10 万対）	15.0	17.8	12.8	10.5 以下

５　課題

・40～50 歳代の働き盛り世代の男性の自死者数が多い。
・60 歳以上の自死者数が増加傾向である。

６　重点施策

（１）働き盛り世代への支援

働き盛り世代では、ストレスからメンタル不調者が多くなっている傾向が見られます。相談窓口の情報提供や、様々なストレスや困難にぶつかった時の対処法の啓発など、メンタルヘルス対策をすすめます。

（２）高齢者層への支援

高齢者は、健康問題や家庭問題など多くの問題を抱えやすくなることから、こころのケアや相談支援の充実、生きがいづくり、認知症対策をすすめます。

（３）生活困窮者への支援

生活困窮から自死のリスクが高まることが懸念されることから、生活扶助等の経済な支援や就労支援、心身面の疾患に対する相談や適切な治療につなげるなど、生活困窮への支援をすすめます。

７　基本理念と基本施策

（１） 基本理念

誰も自死に追い込まれることのない鳥取市

（２）基本施策

ア　生きることの促進要因への支援

・働き盛り世代へのメンタルヘルス対策
・高齢者への生きがいづくりや認知症対策
・生活困窮者への経済的支援や就労支援
・妊産婦、子育て世代への相談支援や居場所づくり
・児童、生徒へのいじめ問題や不登校への相談支援
・自死未遂者への支援
・自死遺族や自助グループへの支援

イ　自死対策を支える人材育成

・市民の人材育成（ゲートキーパー養成等）
・心の病気への理解や接し方についての普及啓発

ウ　住民への知識の普及啓発の強化

・相談窓口の普及啓発
・こころの健康や自死予防についての知識の普及啓発

エ　地域におけるネットワークの強化

・自死対策に関わる相談支援機関等の連携、ネットワークづくり

８　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局で構成する「いのち支える鳥取市自死対策推進会議」において、現状・課題等を情報共有し、相互に連携して切れ目のないかかわりができるような体制を目指します。

また、地域における自死対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しています。鳥取市民健康づくり推進協議会（自死対策部会）において、地域の実情に沿った自死対策の検討・推進・評価をしながら、地域の多様な関係者と連携し、自死対策を推進していきます。

参考資料５

第４期鳥取市健康づくり計画（「とっとり市民元気プラン２０２１」）について

第３期鳥取市健康づくり計画「とっとり市民元気プラン２０１６」の計画期間が本年度末で終了するのを受け、この度、令和３年度からの新たな計画を策定しましたので報告します。

１　計画の概要

計画では、健康づくりのための目指すべき目標と、目標を達成するための具体的な取り組みについて示します。市民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて主体的に健康づくりに取り組むことを促す計画です。

２　計画の基本理念

『市民一人ひとりが生涯を通じて、その人らしく健康で豊かな人生を送れること』を基本理念とし、「生涯を通しての健康づくり」の健康づくりの目標と行動計画をつくり、一人ひとりが元気で楽しく暮らせるまちをめざします。

３　計画の期間

令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの５年間を計画期間とします。

４　計画の基本理念と体系

第11次鳥取市総合計画

【めざす将来像】
「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」
【まちづくりの目標】
1　誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち
政策３　健康でいきいきと暮らせるまちづくり

部門計画

鳥取市地域福祉推進計画

とっとり市民元気プラン 2021

めざすすがた　：　一人ひとりが元気で楽しく暮らせるまち

生涯を通しての健康づくり

- 健康寿命の延伸
- 生活習慣病の発症と重症化予防
  - （1）栄養・食生活　（2）身体活動・運動
  - （3）休養・こころの健康　（4）喫煙・飲酒
  - （5）歯・口腔の健康
  - （6）疾病の早期発見、早期対策
    - ①がん　②糖尿病・循環器疾患・COPD
- 地域で健康づくりを推進するための取り組み

第２期いのち支える鳥取市自死対策推進計画

第３次食育推進計画

５　目標と具体的な取り組み

健康寿命の延伸

目標：「健康寿命（日常生活動作が自立している期間）を延ばしましょう」

○健康づくり計画の推進及び進捗管理

生活習慣病の発症と重症化予防

（１）栄養・食生活

目標：「健康的な食習慣をつくりましょう」

○主食・主菜・副菜をそろえた食事を心がける
○塩分、糖分等を意識した食習慣を身につける

（２）身体活動・運動

目標：「楽しく運動しましょう」

○運動についての知識の普及・啓発　○運動のできる体制の整備
○個人に合わせた運動の提案　○しゃんしゃん体操の普及・啓発

（３）休養・こころの健康

目標：「みんなで気にかけて支え合う環境をつくり、こころの健康を保ちましょう」

○こころの健康に関する知識の普及啓発　○こころの相談窓口の普及啓発
○市民の人材育成　○温かい人間関係づくりの推進

（４）喫煙・飲酒

目標：「禁煙をすすめましょう」「適正飲酒を守りましょう」

○たばこの害についての啓発　○喫煙者への禁煙支援
○受動喫煙防止対策　○妊婦等の飲酒防止支援
○未成年者の飲酒防止の啓発　○成人の適正飲酒（頻度・量）の啓発

（５）歯・口腔の健康

目標：「歯と口の健康を保ちましょう」

○乳幼児期からのむし歯予防の推進　○歯磨き習慣定着のための取組み
○歯科健診受診への働きかけ　○生涯にわたる歯と口の健康維持のための支援

（６）疾病の早期発見、早期対策

①がん

目標：「がん検診を受けて、がんの早期発見と早期治療に努めましょう」

○がんの正しい知識の普及と啓発　○がん検診受診の呼びかけ
○がん検診を受けやすい体制の整備と精密検査受診への働きかけ

②糖尿病・循環器疾患・ＣＯＰＤ

目標：「特定健診を受けて、生活習慣病を予防しましょう」

○子どもの頃から生活習慣の確立にむけた啓発
○特定健診受診の呼びかけと健診を受けやすい体制の整備
○糖尿病や高血圧症、脂質異常症等の発症及び重症化予防の取り組みの充実
○禁煙対策とあわせて、ＣＯＰＤの認知度の向上

地域で健康づくりを推進するための取り組み

目標：「地域で健康づくりに取り組む機運を高め、実践しましょう」

○健康づくり地区組織との協働活動　○各種健康教育の充実
○市民の自主的な健康づくりの実践への支援

参考資料６

第３次鳥取市食育推進計画について

「第２次鳥取市食育推進計画・食育事業実施計画」の計画期間が本年度末で終了するのを受け、この度、令和３年度からの新たな計画を策定しましたので報告します。

１　計画の概要

食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」であり、「第４期鳥取市健康づくり計画」の分野別計画です。次期計画では、総合的かつ効果的に食育の施策を推進するため、推進計画と事業実施計画をひとつにまとめます。

２　計画の期間

令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）までの５年間を計画期間とします。

３　計画の基本理念及び基本方針

現計画から引き続き『自然の恵みに感謝し、「食」を通して健全な心身と豊かな人間性を育み、健康的な食習慣を身につけると共に、豊かな食文化を継承していく』を基本理念とし、

（１）すべての年代において健康的な食習慣を身につける。
（２）食に関する体験を通し、食べ物に感謝する心を育て、食を楽しむ。
（３）食品の安全性について関心を持ち、地元産の食材を活用する。
（４）伝統的な食文化を継承する。

の４つの基本方針をもとに計画を推進します。

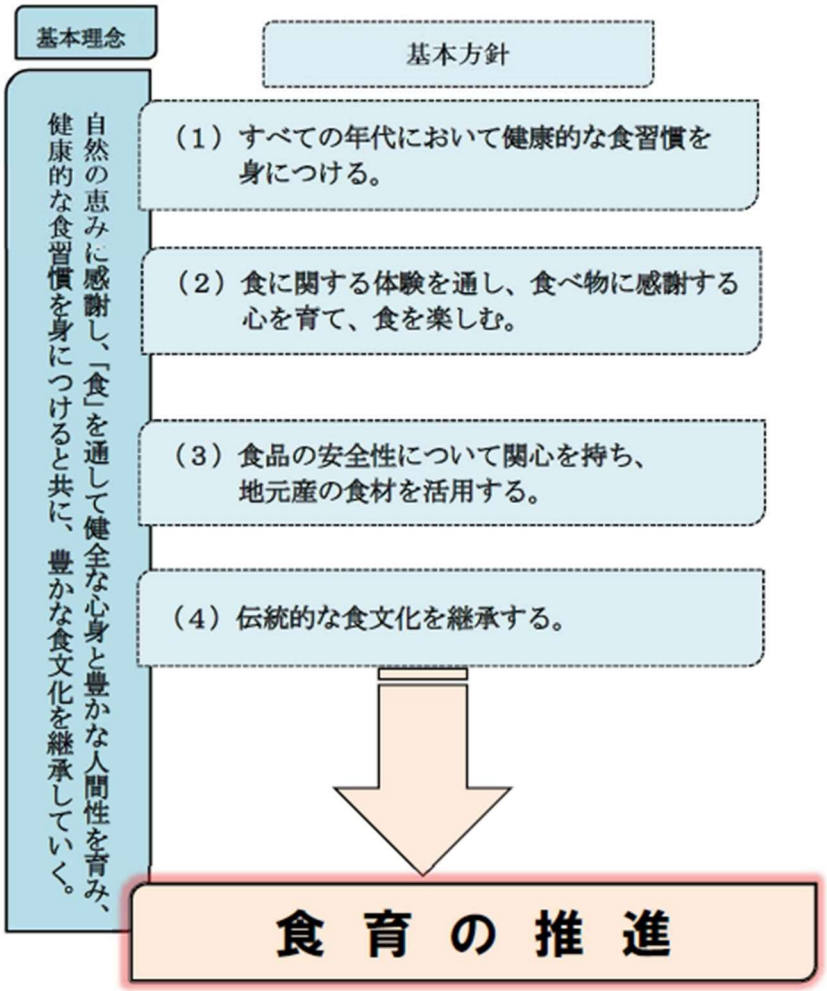

４　主な取り組み

（１） すべての年代において健康的な食習慣を身につける。

・離乳食講習会・乳幼児健診時指導・育児サークル、サロン時の指導　・かみかみデー
・健康教室・健康相談・訪問時での啓発　・学校での食に関する指導　・食育の啓発
・糖尿病食生活教室・適塩講座　・食育推進員養成講座・食育推進員による地区伝達講習会
・男性を対象とした食育の推進　・野菜レシピの紹介　・地産地消の推進事業
・地区公民館事業における食育の推進　・高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

（２） 食に関する体験を通し、食べ物に感謝する心を育て、食を楽しむ。

・食育教室　・食育推進員による地区伝達講習会（再掲）　・菜園活動　・親子料理教室
・わくわく鳥取農業体験促進事業　・地場産物生産者と児童生徒との交流給食会
・家庭における共食に通じた子どもへの食育の推進　・地域資源を活用した食育の推進
・男性を対象とした食育の推進（再掲）　・中山間地域振興事業における食育の推進
・地域食堂（こども食堂）による食育の啓発

（３） 食品の安全性について関心を持ち、地元産の食材を活用する。

・安心・安全な食生活の推進　・食育アドバイザー派遣事業
・食に関する指導の充実及び交流給食会　・地区公民館事業における食育の推進（再掲）
・とっとりふるさと探検献立（毎月１９日・５～２月）

（４）伝統的な食文化を継承する。

・食育教室（再掲）　・食育アドバイザー派遣制度（再掲）
・日本型食生活普及のための料理教室　・伝統料理・家庭料理の冊子販売
・献立表や食育（給食）だよりによる行事食・郷土食の紹介
・地区公民館事業における食育の推進（再掲）

５　計画の推進体制
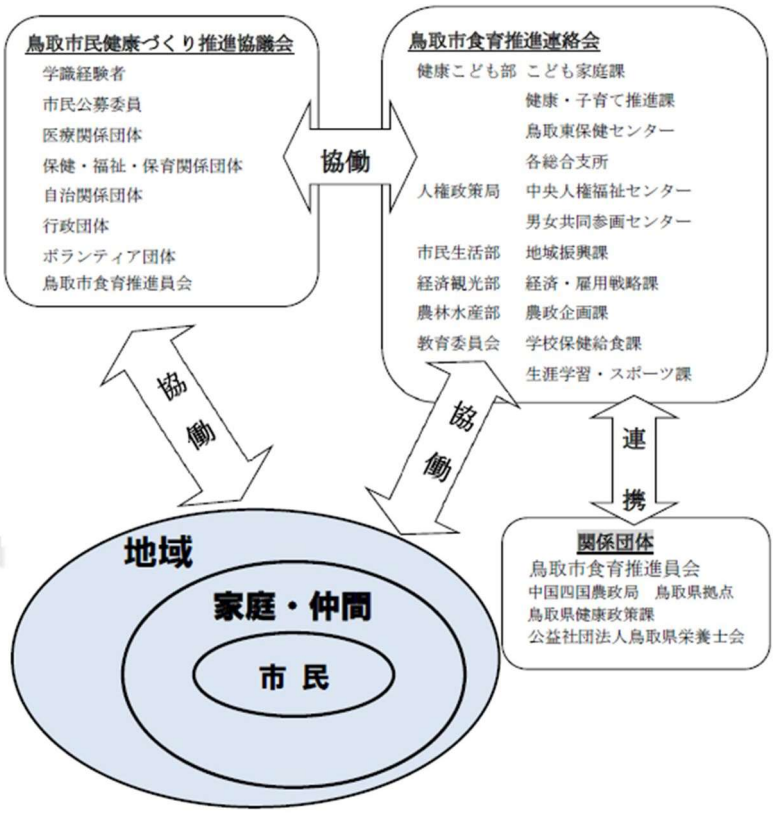
市民、家庭、地域を中心に、庁内食育関係各課がそれぞれのつながりのある保育園、幼稚園、学校、生産者、公民館などと協力、連携をはかりながら、基本方針のもと、食育の推進が効果的に図れるよう取り組んでいきます。